# 言語資源　利用申請書　兼　誓約書

特定非営利活動法人言語資源協会（GSK）

会長　橋田浩一殿

株式会社LIC

代表取締役　讃井泰雄殿

言語資源「日本語不法行為事件データセット（元文書のみ）」（以下「本言語資源」といいます。）の利用を申請します。

言語資源協会事務局の指示にしたがって、代金を入金しますので、本言語資源をお送りください。

また、本言語資源を利用するに際し、下記の条件（特記事項を含みます。以下同じです。）を遵守します。万一、下記条件に違反し、言語資源協会ならびに本言語資源の権利者（本言語資源の著作権その他の権利の保有者をいいます。）である株式会社LIC等に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負うことを誓約します。

**利用条件：**

１．本言語資源は、この利用申請書兼誓約書に記した目的で使用すること。

２．本言語資源を使用して得られた知見に関する研究発表あるいは成果発表を行う場合は、本言語資源名および権利者名を明記すること。

３．上記の場合、言語資源協会の要求があったときは、成果物のファイルやリンク先情報等を言語資源協会に提出・報告すること。

４．利用を終了する場合には、本言語資源を、言語資源協会の指定する方法で言語資源協会に返却または破棄すること。機器等へ複製したものも同様とすること。

５．＜免責＞本言語資源の内容に関して、言語資源協会に対していかなる保証も要求せず、本言語資源を格納した記録媒体や機器等、及び本言語資源の使用の結果によって発生する一切の直接もしくは間接的損害及び知的財産紛争について、言語資源協会に対して責任を求めないこと。

６．＜法令遵守＞本言語資源の使用に関し外国為替及び外国貿易法等、技術輸出に関する日本、米国及び関係国の全ての関係法規その他の適用のある関係法規を遵守すること。

７．下記の特記事項につき同意し、遵守すること。

**特記事項：「日本語不法行為事件データセット（元文書のみ）」**

1. 本言語資源の配付を受けたものの氏名（団体の場合は団体名および利用代表者氏名）・所属・連絡先等について、言語資源協会が本言語資源の権利者である株式会社LICに報告することに同意すること。
2. 本言語資源は、学術的な学術研究のために使用することを目的とする範囲内でのみ、複製できることを理解し、これに同意すること。
3. 営利を目的とする行為（営業活動、製品開発、システム開発、サービス提供その他の行為及びその準備のための行為を含む 。）のために本言語資源を複製せず、その他の方法でも使用しないこと。
4. 本言語資源の内容を改変又は消去しないこと。
5. 本言語資源を第三者に使用させないこと（本言語資源を第三者に開示、提供、貸与、公衆送信（送信可能化を含む）又は頒布等しないことを含む。）。
6. 本言語資源を利用する計算機、端末及び通信設備等（以下「計算機等」といいます。）に対して、物理的及び技術的に適切な情報セキュリティ対策を行い、第三者に対する漏洩等を生じさせないこと。本言語資源の漏洩や不正アクセス等による本言語資源の外部への流出を認識した場合、速やかに言語資源協会に報告し、言語資源協会の指示に従うこと。
7. 本利用申請書兼誓約書に定める条件及び目的の下で本言語資源を複製する場合を除き、本言語資源の権利者である株式会社LIC、開発者等若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行わないこと。
8. 本言語資源を利用した学術研究の成果を公表する場合、当該学術研究が言語資源協会を通じて株式会社LICから提供を受けた本言語資源を用いたものであることを、大要以下の記載例に従って直接知覚できる方法を用いて明示すること。

記載例：本研究は言語資源協会を通じて株式会社LICより提供を受けた言語資源「日本語不法行為事件データセット（元文書のみ）」を用いたものである。

1. 言語資源協会が要請した場合、本言語資源の利用状況についての報告書を言語資源協会へ提出すること。
2. 本言語資源を利用した学術研究の成果を報告、公開等する場合は、当該報告、公開等の対象とする論文その他の資料（印刷物、電子データ等の媒体を問わない）において、以下の論文を引用すること。

Hiroaki Yamada, Takenobu Tokunaga, Ryutaro Ohara, Akira Tokutsu, Keisuke Takeshita, and Mihoko Sumida. 2024. “Japanese Tort-Case Dataset for Rationale-Supported Legal Judgment Prediction. Artificial Intelligence and Law. https://doi.org/10.1007/s10506-024-09402-0

1. 本言語資源を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、言語資源協会から本言語資源を受領した日から5年間（株式会社LIC及び言語資源協会との間で別途利用期間の延長につき合意した場合は、当該延長後の期間）とすること。
2. 本言語資源の利用期間が終了した場合、言語資源協会が本言語資源の提供を終了した場合、この利用申請書兼誓約書に定める条件についての違反があった場合、その他合理的な理由に基づき言語資源協会が本言語資源の利用の中止を求めた場合、直ちに本言語資源の利用を中止し、本言語資源を、言語資源協会の指定する方法で言語資源協会に返却または破棄すること。計算機等へ複製したものも同様とすること。言語資源協会から要請があった場合は、返却・破棄したことを証する書面を言語資源協会に提出すること。
3. 株式会社LICは、本言語資源を現状有姿のまま提供し、明示、黙示、法令上、その他に関わらず本言語資源について一切の表明または保証（権利の帰属、商品性、特定の利用目的への適合性、権利侵害の不存在、隠れた瑕疵その他の瑕疵の不存在、正確性または誤りの存在もしくは不存在を含むが、これに限られない。また、既知であるか否か、発見可能であるか否かを問われない。）をしないこと。
4. 本言語資源の利用によって生じ得る直接、特別、間接、偶発的、結果的、懲罰的その他の損失、コスト、出費または損害（以下「損害等」という。）について、株式会社LICは、いかなる法理（過失を含むがこれに限られない。）に基づく責任も一切負わないこと。
5. 本言語資源の権利者である株式会社LICが本利用申請書兼誓約書の内容を変更できることを理解し、本利用申請書兼誓約書の内容が変更された場合は、変更後の本利用申請書兼誓約書を遵守すること。
6. 本利用申請書兼誓約書を含め、本言語資源の利用に関しては日本国の法律に準拠し、かつ同法に従って解釈されること。
7. 本言語資源の利用に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請・誓約日：西暦20 年　月　日 | 利用種別：個人／団体 |
| 利用目的：（できる限り具体的にご記入ください）例：不法行為判断予測モデルの開発、判決書へのアノテーションの実施 |
| 会員種別：個人会員／団体会員／非会員 | 会員番号： |
| （個人の場合） |
| 氏名（ふりがな）： |
| E-mail： | 電話番号： |
| 送付先住所：（勤務先／自宅）〒 |
| 所属など： |
| （団体の場合） |
| 団体名： |
| 住所：〒 |
| 利用代表者 氏名： |
| 代表者の所属・役職： |
| 代表者E-mail： | 電話番号： |
| 連絡担当者 氏名（ふりがな）： |
| 連絡担当者の所属・役職： |
| 連絡担当者 E-mail： | 電話番号： |

※この「言語資源利用申請書兼誓約書」は、言語資源協会に送付するほか、写しを手元に残しておき、いつでも内容を確認できるようにしてください。

※利用種別、会員種別の記入に際しては、「会員種別と利用種別の個人・団体について」<https://www.gsk.or.jp/catalog/explanation/> をご覧ください。

※団体は法人である必要はありません。どのような団体であるか、ご説明をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※団体の代表者は利用団体としての責任者（部門であれば部門長、研究室であれば室長または責任者の先生等）をご記入ください。

※請求書の送付先・請求書の書類上の宛名等にご指定がある場合には、下記通信欄にご記入ください。ご指定のない場合は、申請者様（団体の場合は利用団体様）を宛名とした請求書を、申請者様（団体の場合は利用代表者様）宛てに郵送いたします。

※その他、何かご要望がありましたら、下記通信欄にご記入ください。

＜通信欄＞

言語資源　利用申請書　兼　誓約書

特定非営利活動法人言語資源協会（GSK）

会長　橋田浩一殿

国立大学法人一橋大学

学長　中野聡殿

言語資源 「日本語不法行為事件データセット（アノテーションのみ）」（以下「本言語資源」といいます。）の利用を申請します。

言語資源協会事務局の指示にしたがって、代金を入金しますので、本言語資源をお送りください。

また、本言語資源を利用するに際し、言語資源協会から受領した本言語資源についての[ライセンス条件](#_ライセンス条件)に記載の条件を遵守することを誓約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請・誓約日：西暦20 年　月　日 | 利用種別：個人／団体 |
| 利用目的：（できる限り具体的にご記入ください）例：不法行為判断予測モデルの開発、言語モデルのベンチマークデータとして使用 |
| 会員種別：個人会員／団体会員／非会員 | 会員番号： |
| （個人の場合） |
| 氏名（ふりがな）： |
| E-mail： | 電話番号： |
| 送付先住所：（勤務先／自宅）〒 |
| 所属など： |
| （団体の場合） |
| 団体名： |
| 住所：〒 |
| 利用代表者 氏名： |
| 代表者の所属・役職： |
| 代表者E-mail： | 電話番号： |
| 連絡担当者 氏名（ふりがな）： |
| 連絡担当者の所属・役職： |
| 連絡担当者 E-mail： | 電話番号： |

※この「言語資源利用申請書兼誓約書」は、言語資源協会に送付するほか、写しを手元に残しておき、いつでも内容を確認できるようにしてください。

※利用種別、会員種別の記入に際しては、「会員種別と利用種別の個人・団体について」<https://www.gsk.or.jp/catalog/explanation/> をご覧ください。

※団体は法人である必要はありません。どのような団体であるか、ご説明をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※団体の代表者は利用団体としての責任者（部門であれば部門長、研究室であれば室長または責任者の先生等）をご記入ください。

※請求書の送付先・請求書の書類上の宛名等にご指定がある場合には、下記通信欄にご記入ください。ご指定のない場合は、申請者様（団体の場合は利用団体様）を宛名とした請求書を、申請者様（団体の場合は利用代表者様）宛てに郵送いたします。

※その他、何かご要望がありましたら、下記通信欄にご記入ください。

＜通信欄＞

# ライセンス条件

本ライセンス条件に基づき許諾された権利を行使することにより、あなたは、本ライセンス条件の全ての条項に規律されることを受諾し、同意する。

第１条　ライセンスの付与及び使用目的

1. 「日本語不法行為事件データセット（アノテーションのみ）」（以下「本言語資源」という。）の著作権その他の権利の保有者（以下「許諾者」という。）は、学術研究のために使用することを目的とする範囲内でのみ、本ライセンス条件の内容を遵守することを条件として、本言語資源を受領した者に対し、本言語資源を複製又は共有することを許諾する。
2. 許諾者は、学術研究のために使用することを目的とする範囲内でのみ、本ライセンス条件の内容を遵守することを条件として、本言語資源を受領した者に対し、本言語資源を翻訳又は翻案したもの（以下「翻案物」という。）の作成、複製又は共有をすることを許諾する。
3. 本言語資源を受領した者は、本言語資源の受領をもって、許諾者から、本ライセンス条件に基づき本言語資源について許諾された権利を行使することができるという申出を受けたものとする。
4. 翻案物を受領した者は、翻案物の受領をもって、許諾者から、本ライセンス条件及び翻案者が付した条件に基づき翻案物について許諾された権利を行使することができるという申出を受けたものとする。
5. 本条に基づくライセンスは、本言語資源又は翻案物に関する許諾者の著作者人格権、パブリシティ権、プライバシー権又はこれらに類する人格権を何ら制限するものではない。

第２条　一次受領者

1. 言語資源協会（許諾者から本言語資源の配布等の業務を受託した特定非営利活動法人言語資源協会（GSK）を意味する。以下同じ。）から本言語資源の配布を受ける者は、本言語資源の配布を受けるにあたって、言語資源協会に対し、言語資源協会の定める配布価格を支払う。

第３条　本言語資源の使用に関する条件

1. 本言語資源を受領した者又は翻案物を受領した者（以下、総称して「使用者」という。）は、営利を目的とする行為（営業活動、製品開発、システム開発、サービス提供その他の行為及びその準備のための行為を含む。以下同じ。）のために、本言語資源の複製若しくは共有又は翻案物の作成、複製若しくは共有（以下「複製等」という。）をすることはできない。使用者は、営利を目的とする行為のために、複製等以外のいかなる方法でも本言語資源又は翻案物を使用することはできない。
2. 使用者は、本言語資源又は翻案物を使用する計算機、端末及び通信設備等（以下「計算機等」という。）に対して、物理的及び技術的に適切な情報セキュリティ対策を行う。本言語資源又は翻案物の漏洩や不正アクセス等による本言語資源又は翻案物の外部への流出を認識した場合、速やかに言語資源協会に報告し、言語資源協会の指示に従う。
3. 使用者は、本ライセンス条件に定める条件の下で本言語資源又は翻案物を複製等する場合を除き、許諾者又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行わない。
4. 使用者は、言語資源協会が要請した場合、本言語資源又は翻案物の使用状況についての報告書を言語資源協会へ提出する。
5. 使用者は、本言語資源又は翻案物の使用に関し外国為替及び外国貿易法等、技術輸出に関する日本国その他の国の関係法規並びに本言語資源又は翻案物の使用に関して適用のあるその他の関係法規を遵守する。

第４条　共有に関する条件

1. 使用者は、使用者以外の第三者に本言語資源又は翻案物を共有する場合は、次に掲げる条件に従うものとする。
2. 以下の表示を行うこと。許諾者が表示の方法を指定した場合は、許諾者の指定した方法に従うものとする。
3. 本言語資源の作者又は許諾者が表示すべきものとして指定する者を識別する情報
4. 著作権表示
5. 本ライセンス条件を参照する表示
6. 無保証を参照する表示
7. 合理的に実施可能な場合には、本言語資源のURIまたは本言語資源へのハイパーリンク
8. 本言語資源が本ライセンス条件に基づきライセンスされていることを示すとともに、本ライセンス条件の全文を含めなければならない。
9. 本言語資源又は翻案物を改変した場合はその旨を記載するとともに、使用者が受領した本言語資源又は翻案物に従前の改変についての表示が付されていた場合は、その表示を保持するものとする。
10. 使用者は、許諾者から言語資源協会を通じて要請があった場合は、本言語資源又は翻案物の共有にあたって表示した情報を合理的に実施可能な範囲で削除するものとする。
11. 使用者は、使用者以外の第三者に翻案物を共有する場合は、第１項及び第２項の定めを遵守するほか、翻案者が適用する翻案者のライセンスの全文を含めなければならない。
12. 使用者は、使用者以外の第三者に翻案物を共有した場合は、速やかに、言語資源協会に対し、自らが行った翻訳又は翻案の概要、翻案物に適用する翻案者のライセンスの内容並びに翻案物の共有方法（配布メディア、配布に用いたwebページのURL、言語資源の配布サービスを利用する場合は当該配布を行う機関の名称等）を報告しなければならない。
13. 使用者は、本言語資源又は翻案物を共有するにあたって、本言語資源又は翻案物の他の受領者が本ライセンス条件に基づき許諾者から許諾された権利を制限するような条件を課してはならない。

第５条　研究発表に関する条件

1. 使用者は、本言語資源を使用して得られた知見に関する学術研究の成果を報告、公開等する場合は、本言語資源名及び本言語資源の作者又は許諾者が表示すべきものとして指定する者を明記する。
2. 使用者は、前項に掲げる場合は、当該報告、公開等の対象とする論文その他の資料（印刷物、電子データ等の媒体を問わない）において、以下の論文を引用する。

Hiroaki Yamada, Takenobu Tokunaga, Ryutaro Ohara, Akira Tokutsu, Keisuke Takeshita, and Mihoko Sumida. 2024. “Japanese Tort-Case Dataset for Rationale-Supported Legal Judgment Prediction. Artificial Intelligence and Law. https://doi.org/10.1007/s10506-024-09402-0

1. 使用者は、第１項に掲げる場合、言語資源協会から要請があったときは、学術研究の成果物のファイルやリンク先情報等を言語資源協会に提出・報告する。

第６条　無保証及び責任制限

1. 許諾者は、本言語資源を現状有姿のまま、現在可能な限りで提供し、適用法令により許容される限度において、本言語資源について、明示、黙示、法令上、その他のいかなる表明又は保証をしない。これには、権利の帰属、商品性、特定の利用目的への適合性、権利侵害の不存在、隠れた瑕疵その他の瑕疵の不存在、正確性又は誤りの存在若しくは不存在を含む。これらの事由が許諾者にとって既知であるか否か、発見可能であるか否かを問わない。
2. 許諾者は、使用者に対し、適用法令により許容される限度において、本ライセンス条件に関連して又は本言語資源若しくは翻案物の使用に起因又は関連して起こり得る直接、間接、特別、偶発、結果的、懲罰的その他の損失、コスト、出費若しくは損害について、損失、コスト、出費若しくは損害の可能性について許諾者が知らされていたか否かにかかわらず、いかなる法理（過失を含むが、これらに限られない。）に基づいても、責任を負わない。
3. 使用者は、本言語資源の内容に関して、言語資源協会に対していかなる保証も要求しない。使用者は、本言語資源を格納した記録媒体や計算機等及び本言語資源又は翻案物の使用に起因又は関連して発生する一切の直接若しくは間接的損害及び知的財産紛争について、言語資源協会に対して責任を求めない。
4. 使用者は、本ライセンス条件に違反し、許諾者又は言語資源協会に損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負う。

第７条　期間及びライセンスの終了

1. 本ライセンス条件は、本ライセンス条件に基づきライセンスされた著作権及びこれに類する権利が有効な期間、適用される。
2. 前項に基づくライセンスの有効期間が終了した場合、使用者が本ライセンス条件に違反した場合、その他合理的な理由に基づき許諾者が言語資源協会を通じて本言語資源又は翻案物の使用の中止を求めた場合、本ライセンス条件に基づき許諾された使用者の権利は直ちに終了するものとする。ただし、許諾者が権利の復活を明示的に通知したときは、当該通知において明示された権利は復活する。
3. 本ライセンス条件に基づき許諾された使用者の権利が終了した場合、使用者は、直ちに本言語資源又は翻案物の使用を中止し、本言語資源又は翻案物及び本言語資源又は翻案物を複製等したものを、言語資源協会の指定する方法で破棄し又は言語資源協会に返却する。使用者は、言語資源協会から要請があった場合は、本条に基づき破棄又は返却したことを証する書面を言語資源協会に提出する。
4. 第６条、本条、第９条及び第１０条は、本ライセンス条件に基づき許諾された使用者の権利が終了した後も有効に存続する。

第８条　本ライセンス条件の変更

1. 許諾者は、本ライセンス条件の内容をいつでも変更することができる。使用者は、許諾者が本ライセンス条件の内容を変更し、その変更について許諾者が適切な方法（言語資源協会のWebページに掲載する方法を含むが、これに限られない。）により周知した場合は、変更後の本ライセンス条件を遵守する。

第９条　その他

1. 使用者は、本言語資源又は翻案物の使用、共有、研究発表等に関連して言語資源協会が使用者から取得した情報（個人情報を含むが、これに限られない。）について、本言語資源又は翻案物の使用又は共有状況の把握及び本言語資源又は翻案物に関連して許諾者が有する著作権その他の権利を管理する目的で、許諾者が言語資源協会から共有を受けて取得することに同意する。
2. 本ライセンス条件は日本語と英語で作成されるが、日本語の本ライセンス条件と英語の本ライセンス条件に齟齬が存在する場合は、日本語の本ライセンス条件が優先するものとする。

第１０条　準拠法及び裁判管轄

1. 本ライセンス条件の内容を含め、本言語資源及び翻案物の使用に関しては日本国の法律に準拠し、かつ同法に従って解釈される。
2. 本言語資源及び翻案物の使用に関して紛争が生じた場合には、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。